

(様式第13号)

取得財産管理台帳

作成日: R06.1.15

	財産1	財産2
取得者	株式会社〇〇 代表取締役 廿日市 太郎	
財産名	〇〇〇〇装置	〇〇事務所改修 等
型式等	XXX-00001	(ない場合は記載不要)
数量	1	1
金額 (税抜)	500,000円	550,000円
取得年月日	R05.8.31	R05.9.1
保管場所	廿日市市××1-2-3 株式会社〇〇第2倉庫内	廿日市市××1-2-3 株式会社〇〇第1倉庫内
使用目的	××に対する××を行うため	××に対する××を行うため
備考		

(注)

・取得した処分制限財産については5年間、処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)を行う場合は事前に廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会(以下「委員会」といいます。)の承認が必要となり、処分終了後補助金の返還をしていただきます。

また、補助事業終了後において委員会が年に1回以上行う処分制限財産の現状確認について速やかに対応をいたください。

なお、対象物が単価50万円(税抜)未満であっても、複数の対象物をあわせることで一つの財産取得なり、その価格が50万円(税抜)以上となる場合は処分制限財産として扱われます。

・財産が2つある場合は「財産2」を記載してください。

(様式第13号)

取得財産管理台帳

作成日:

	財産1	財産2
取得者		
財産名		
型式等		
数量		
金額 (税抜)		
取得年月日		
保管場所		
使用目的		
備考		

(注)

・取得した処分制限財産については5年間、処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)を行う場合は事前に廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会(以下「委員会」といいます。)の承認が必要となり、処分終了後補助金の返還をしていただきます。

また、補助事業終了後において委員会が年に1回以上行う処分制限財産の現状確認について速やかに対応をいただくようお願いします。

なお、対象物が単価50万円(税抜)未満であっても、複数の対象物をあわせることで一つの財産取得なり、その価格が50万円(税抜)以上となる場合は処分制限財産として扱われます。

・財産が2つある場合は「財産2」を記載してください。